

鎌倉都市計画生産緑地地区変更案の縦覧

都市計画法第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり都市計画を変更するため、同条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、当該都市計画案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画案について、縦覧期間満了の日までに鎌倉市長に意見書を提出することができます。

令和 7 年（2025 年）12 月 2 日

鎌倉市長

松尾

崇



- 1 都市計画の種類
鎌倉都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
鎌倉市笛田四丁目及び関谷字下坪地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鎌倉市役所 まちづくり計画部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
令和 7 年 12 月 3 日（水）から 12 月 17 日（水）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。